

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月3日提出
【発行者名】	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	大久保 享
【電話番号】	03-6377-2891
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年5月15日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還などに伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

## (7)【申込期間】

## &lt;訂正前&gt;

2020年5月16日から2020年11月17日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

申込期間は2020年11月17日までとさせていただきますが、2020年8月5日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2020年5月15日（公告日）から開始しております。2020年5月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2020年5月15日から2020年6月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず、繰上償還が決定した場合、申込期間は2020年8月3日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

## &lt;訂正後&gt;

2020年5月16日から2020年8月3日までとします。

申込期間は2020年11月17日までとさせていただきますが、2020年8月5日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2020年5月15日（公告日）から行った結果、2020年5月15日から2020年6月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず、繰上償還が決定したため、申込期間は2020年8月3日までと致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

## (12)【その他】

## &lt;訂正前&gt;

<信託終了（繰上償還）にかかる手続きの実施>

「欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）」は、投資信託約款第54条の規定に基づき信託終了日を繰り上げるための受益者の書面による手続きを、以下の日程で行います。

（信託終了（繰上償還）の手続きならびに日程）

電子公告（HP）	2020年5月15日
異議申立期間	2020年5月15日から2020年6月16日まで
信託終了（繰上償還）可否決定日	2020年6月17日
買取請求期間	2020年6月18日から2020年7月7日まで
信託終了（繰上償還）予定日	2020年8月5日

公告日（2020年5月15日）現在のファンドの受益者で、繰上償還に異議のある受益者は、2020年5月15日から2020年6月16日までの間に、自己の保有する口数についてBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、2020年5月15日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2020年8月5日をもって信託を終了いたします。

2020年5月13日までに取得申込をされた受益者が対象となります。

2020年5月14日以降の取得申込、および2020年5月13日以前に換金申込をされた受益者は今回の手続きの

対象となりません。

<訂正後>

< 信託終了（繰上償還）にかかる手続きの実施 >

「欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）」は、投資信託約款第54条の規定に基づき信託終了日を繰り上げるための受益者の書面による手続きを行った結果、異議申立てをされた受益者の受益権口数が、2020年5月15日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えなかったため、2020年8月5日をもって信託を終了いたします。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (2)【ファンドの沿革】

###### <訂正前>

2005年 8月31日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

###### <訂正後>

2005年 8月31日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2020年 8月5日

・信託終了（繰上償還）

### 第2【管理及び運営】

###### <訂正前>

ファンドは、後記「3 資産管理等の概要（5）その他」に記載の繰上償還手続きに従って、繰上償還に対して異議申立てをされた受益者の受益権口数が、公告日（2020年5月15日）現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2020年8月5日をもって繰上償還いたします。

###### <訂正後>

ファンドは、後記「3 資産管理等の概要（5）その他」に記載の繰上償還手続きを行った結果、繰上償還に対して異議申立てをされた受益者の受益権口数が、公告日（2020年5月15日）現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えなかったため、2020年8月5日をもって繰上償還いたします。

### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

###### <訂正前>

無期限とします（2005年8月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、2020年8月5日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2020年5月15日から開始しております。2020年5月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2020年5月15日から2020年6月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えず、繰上償還が決定した場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2020年8月5日に信託を終了（繰上償還）する予定です。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

###### <訂正後>

2020年8月5日までとします（2005年8月31日設定）。

信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、2020年8月5日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを行った結果、2020年5月15日から2020年6月16日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の有する受益権の口数の合計が公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えなかったため、繰上償還が決定したため、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2020年8月5日に信託を終了（繰上償還）致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。